

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年2月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	生徒
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月25日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 鹿児島県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学した後私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第1の項第1号 高等学校等を退学した後私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(高等学校等の生徒等)が(その授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与すること)を目的とする。	第1条 知事は、(高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者)に対して、(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。))に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間の経過後も、卒業までの間、予算の範囲内において継続して高等学校等学び直し支援金(就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。)の交付を行うこととし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要綱 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領